

千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成26年3月 策定
平成30年4月 一部改正

第1 はじめに

1 ガイドラインを策定する趣旨

このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、個人情報保護に関する法律の趣旨に則り、撮影された個人のプライバシーの保護を図るために防犯カメラの設置者等が自主的に実施すべき事項を定めたものです。防犯カメラの設置及び運用に当たっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようお願いします。

2 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容ぼうや行動をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由（プライバシー）があり、また、防犯カメラに記録された個人の画像で、特定の人物と識別することができるものは、個人情報となります。

このため、撮影された画像の取り扱いに十分に留意しつつ、犯罪防止に役立てるよう、防犯カメラの適切な設置及び運用を行ってください。

3 ガイドラインの対象となる防犯カメラとは

このガイドラインでいう防犯カメラとは、道路、公園・広場、金融機関、商業施設、事業所、劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、鉄道駅、駐車場等、不特定多数の人が利用する施設や場所において、犯罪防止を目的（犯罪防止を副次目的とする場合も含む）とし、継続的に設置・撮影するもので、かつ、画像記録装置を有するものです。

※マンション・アパート等共同住宅の建物内、工場の敷地内など、不特定多数の人の出入りが想定されない場所をもっぱら撮影している場合は対象外となります。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置の目的

防犯カメラを設置し、及び運用する場合は、犯罪、災害又は事故を防止するなどの目的を明確にしてください。

2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲は必要最小限としてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

3 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近に、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示してください。

4 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの運用を適正に行うため、管理責任者を指定して

ください。

5 画像の保存・取扱い

防犯カメラの画像が外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行ってください。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、必要と認める場合は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う取扱担当者を指定してください。

この場合、管理責任者及び取扱担当者以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止してください。

(2) 画像の保存期間

画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とするものとし、概ね1箇月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないでください。

(3) 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないでください。

(4) 画像の厳重な保管

録画装置、画像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の者による操作や盗難防止のため、防護された場所で厳重に管理し、「7 画像の利用・提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、必要な措置を講じてください。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

6 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とします。

7 画像の利用・提供

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するなど、適正に運用してください。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応してください。

第3 管理規程の作成等

1 管理規程の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った管理規程を作成してください。（参考例は別紙のとおり）

2 管理規程の遵守

設置者は、管理責任者及び取扱担当者に対して、このガイドライン及び自ら定める管理規程を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合には、委託業者にこのガイドライン及び管理規程を遵守させ、適正な運用をさせてください。

【補足】

個人情報の保護に関する法律で主に参考となる規定としては以下のものがあります。必要に応じて参照してください。

第2条（定義）

第15条（利用目的の特定）

第16条（利用目的による制限）

第20条（安全管理措置）

第21条（従業員の監督）

第22条（委託先の監督）

第23条（第三者提供の制限）

第35条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

〇〇〇〇〇〇（地域及び施設名を記載）防犯カメラ管理規程

1 趣旨

この規程は、〇〇〇〇〇〇（地域及び施設名を記載）に設置する防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置者等

(1) 設置者

〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・代表者を記載）

(2) 設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者（*）を置くものとする。

管理責任者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

取扱担当者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

(3) 管理責任者及び取扱担当者の責務は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと

イ その他画像の適切な取扱いに努めること

(4) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

*必要がなければ
取扱担当者を
置かなくても
構いません

4 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 〇台 〇〇区〇〇×丁目×番地×号（別紙配置図のとおり）

(2) 録画装置、モニター 一式 〇〇区〇〇×丁目×番地×号（別紙配置図のとおり）

5 設置表示

防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇〇〇〇とする。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。

(4) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱担当者及び管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。